

2008年8月6日
イオン株式会社

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の発行について

当社は、当社執行役に対する報酬として、株式報酬型ストックオプションを目的とした下記の内容の新株予約権を発行することを会社法第236条、第238条の規定に基づき2008年8月6日開催の当社報酬委員会において決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、8月21日付をもって、すべての事業（ただし、株式を保有する会社の事業活動に対する管理およびグループ運営に関する事業を含まない。）を当社完全子会社のイオンリテール株式会社に承継し、純粋持株会社に移行いたしますが、当新株予約権は、純粋持株会社移行後の当社執行役を対象者としております。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当制度は、執行役等（当社執行役および当社グループ会社の役員等に就任している者であって当社執行役に準ずる者として当社報酬委員会が提案し当社取締役会が承認した者。以下、同じ）に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の名称

イオン株式会社第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式合計45,600株を上限とする。

(3) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

純粋持株会社移行後の当社執行役（19名）に対して合計456個を上限に割り当てる。

(4) 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

(5) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(6) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する執行役等報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

(8) 新株予約権を行使できる期間

2009年7月21日から2024年7月20日までとする。

(9) その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、執行役等の地位にあることを要する。ただし、執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(10) 新株予約権の消却事由及び消却の条件等

- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても執行役等の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして当社取締役会が新株予約権の取得を決定した場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
 - (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
 - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
 - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
 - (エ)(12)に定める権利承継者が死亡した場合
 - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③当社取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得し消却する。

(11) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(12)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(12) 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(13) 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(14) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(15) 新株予約権の割当日

2009年6月21日とする。

以 上